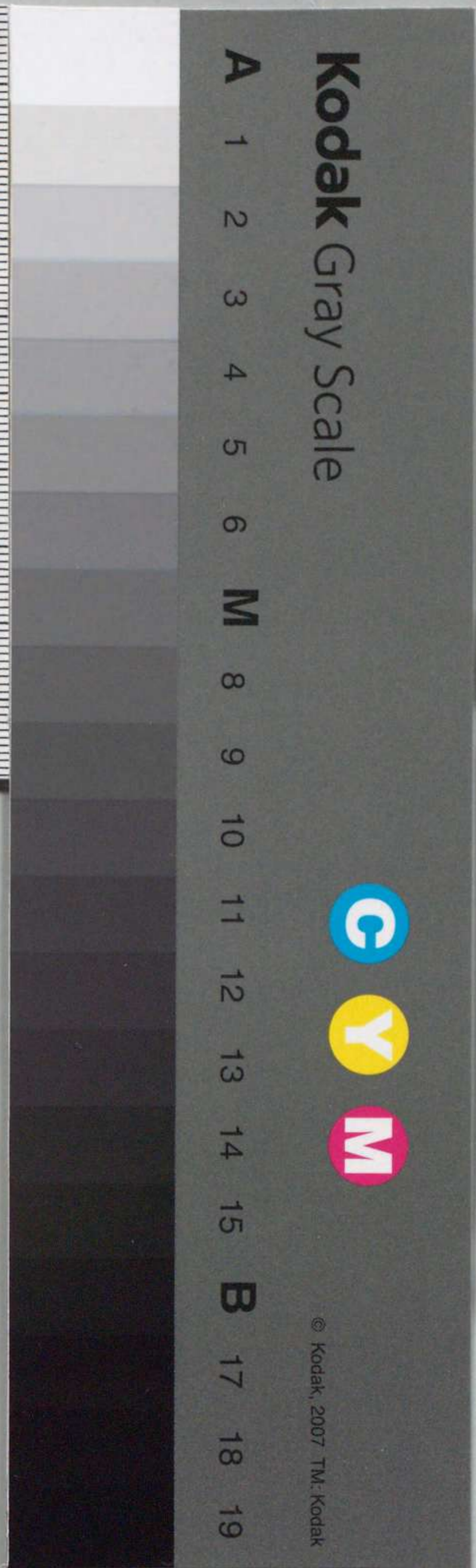


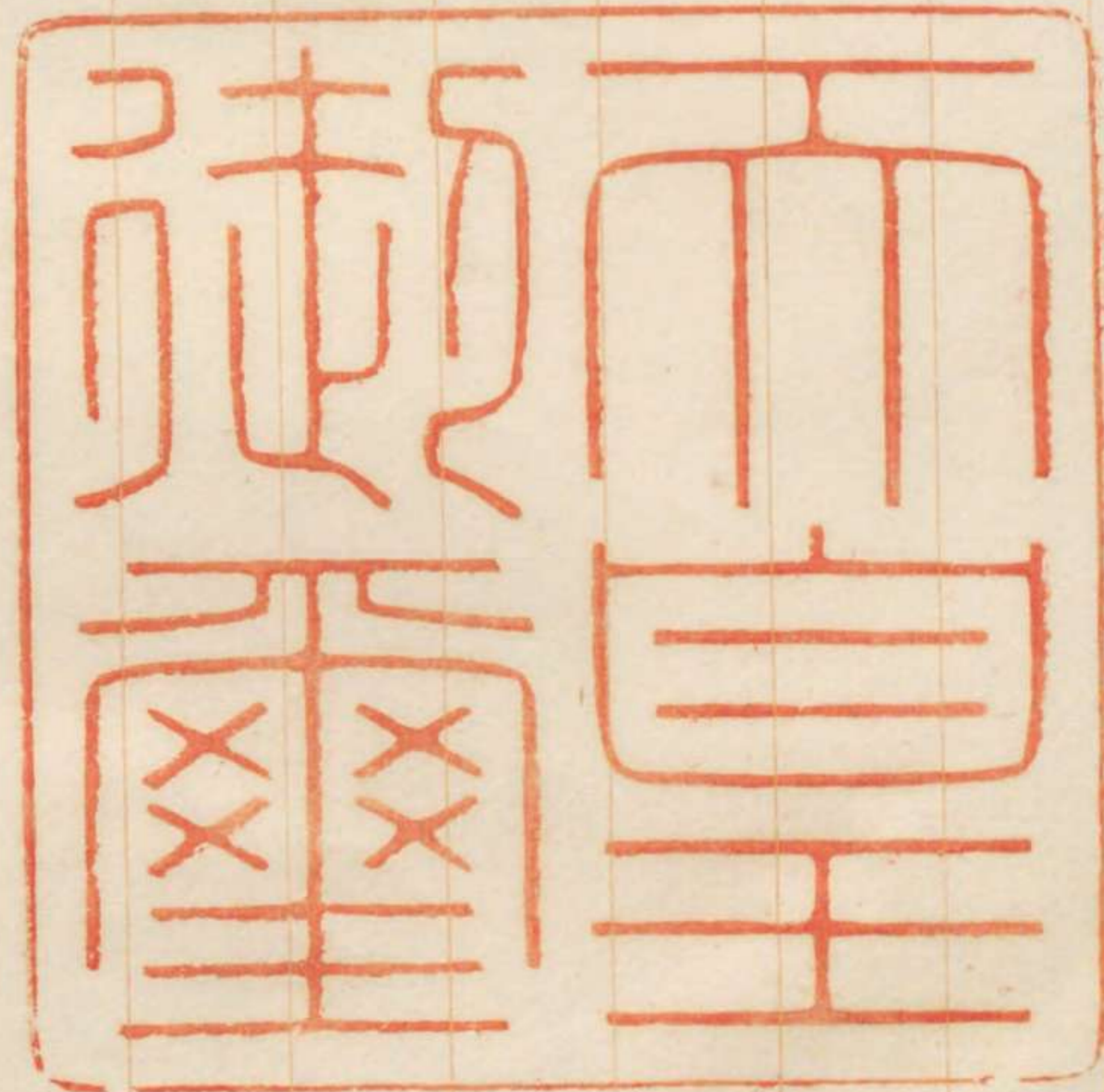
十  
了  
り  
廿  
二  
日  
廿  
二  
日  
廿  
二  
日

外  
外

布ル條年名權和聯  
セ條約八調委會和  
シ約ノ月印員議蘭  
ムヲ原ニシトニ國  
批准ヲ二十タル各贊海  
シ海日千全シニ  
茲戰ジハ權タル於  
ニニエ百委ルテ  
之應用六員帝國萬  
ヲ用ヴ十ノ國全  
公ス<sub>レ</sub>ア四記全平



睦仁



明治三十三年十一月二十一日

内閣總理大臣臨時代理

樞密院議長侯爵西園寺公望

外務大臣加藤高明

千八百六十四年八月二十二日  
エネヴァ條約ノ原則ヲ海戰ニ應  
用スル條約

獨逸國普魯西國皇帝陛下、奧地利國「ボ  
ミヤ」國洪牙利國皇帝陛下、白耳義國皇帝  
陛下、清國皇帝陛下、丁抹國皇帝陛下、西班  
牙國皇帝陛下、茲同皇帝陛下ノ名ヲ以テ  
スル攝政皇后陛下、亞米利加合衆國大統  
領、墨西哥合衆國大統領、佛蘭西共和國大  
統領、大不列顛及愛蘭聯合王國兼印度國

皇帝陛下、希臘國皇帝陛下、伊太利國皇帝陛下、日本國皇帝陛下、盧森堡國大公、ナツソ  
「公殿下、モンテネグロ國公殿下、和蘭國皇帝陛下、波斯國皇帝陛下、葡萄牙國及「アルガルヴ」皇  
帝陛下、羅馬尼亞國皇帝陛下、全露西亞國皇帝陛下、塞爾比亞國皇帝陛下、暹羅國皇帝陛下、  
瑞典諾威國皇帝陛下、瑞西聯邦政府、土耳其國皇帝陛下、及勃爾牙利國公殿下、共  
ニ具ノ力ノ及フ限リ、戰鬥ニ避クヘカラ  
サル慘害ヲ輕減セムコトヲ冀望シ此ノ

目的ヲ以テ千八百六十四年八月二十二日「ジエネヴァ」條約ノ原則ヲ海戰ニ應用セムト欲シ之カ爲條約ヲ締結スルコトニ決定シ各各左ノ全權委員ヲ任命セリ  
獨逸國普魯西國皇帝陛下

佛國駐劄獨逸國特命全權大使伯爵ド、シユンステル

墺地利國「ボヘミア」國洪牙利國皇帝陛下  
下

特命全權大使伯爵エル、ヴェルセル

スハインブ

和蘭國駐劄特命全權公使アレキサン  
ンドル、オコリクサニ、ドコリクスナ

白耳義國皇帝陛下

國務大臣衆議院議長オーギユスト、  
ベルネルト

和蘭國皇帝陛下ノ闕下ニ駐劄スル

特命全權公使伯爵ド、グレル、ロジエー  
上院議員シユヴァリエー、デカン

清國皇帝陛下

露國駐劄特命全權公使楊儒  
丁抹國皇帝陛下

大不列顛國皇帝陛下ノ闕下ニ駐劄  
スル特命全權公使侍従エス、エド、ビ  
ル

西班牙國皇帝陛下並同皇帝陛下ノ名  
ヲ以テスル攝政皇后陛下

前外務大臣伯爵デ、テツアン

白耳義國皇帝陛下ノ闕下ニ駐劄ス  
ル特命全權公使ドブルヴェ、ラミー

レス、デ、グ、イ、リ、ヤ、ウ、ル、ー、チ、ヤ

和蘭國皇帝陛下ノ闕下ニ駐劄スル

特命全權公使アルツロー、デ、バ、ゲ、ール

亞米利加合衆國大統領

和蘭國駐劄特命全權公使スタンフ

オード、ニ、ウ、エ、ル

墨西哥合衆國大統領

佛蘭西共和國政府ノ下ニ駐劄スル

特命全權公使ド、ミ、エ、ー

白耳義國皇帝陛下ノ闕下ニ駐劄ス

ル、辦理公使セニール

佛蘭西共和國大統領

前内閣議長前外務大臣衆議院議員

レオン、ブールジョア

和蘭國皇帝陛下ノ闕下ニ駐劄スル

特命全權公使ジョール、ジ、ユ、ビ、ウ、ー

ル

特命全權公使衆議院議員男爵デツ

ール、ネ、ル、ド、コ、ン、ス、タ、ン

大不列顛及愛蘭聯合王國兼印度國皇

帝陛下

和蘭國駐劄特命全權公使「カ」ヘン  
リ、ホワード

希臘國皇帝陛下

佛蘭西共和國政府、下ニ駐劄スル  
特命全權公使前内閣議長前外務大  
臣ニ、デリアンニ

伊太利國皇帝陛下

奧國駐劄伊太利國特命全權大使上  
院議員伯爵ニ、グラ

和蘭國駐劄特命全權公使伯爵「ア」ツ

「ア」ンニ、ニ

伊太利國衆議院議員「コン」マンドー  
ル、ギード、ボン、ピー、リー

日本國皇帝陛下

白耳義國駐劄特命全權公使本野一  
郎

盧森堡國大公「ナ」ツ「ソ」公殿下

内閣議長國務大臣「アイ」シエン  
「モン」テ、ネ、グ、ロ、國公殿下



大不列顛國皇帝陛下ノ闕下ニ駐劄  
スル露國全權大使「ゴンセイエー、フ  
リグエー、アクチュエルド、スタール

和蘭國皇帝陛下

前外務大臣下院議員ヨンクヘール、  
アー、ペー、チエー、フアン、カルネベーク  
前陸軍大臣参事院議官將官ヨツト、  
チエー、チエー、ゲン、ベール、ポール、チエ  
ゲール

参事院議官テー、エム、チエー、アツセル

上院議員エー、エヌ、ラヒュセン

波斯國皇帝陛下

全露西亞國皇帝陛下及瑞典諾威國  
皇帝陛下ノ闕下ニ駐劄スル特命全  
權公使侍從武官將官ミルザ、リザ、カ  
ン(アルファウドウレー)

葡萄牙國及「アルガルヴ」皇帝陛下

西班牙國皇帝陛下ノ闕下ニ駐劄ス  
ル特命全權公使前海軍及殖民大臣  
「ベール、ヂュ、ロワイヨーム」伯爵デ、マセ

ーヅ

全露西亞國皇帝陛下ノ闕下ニ駐蒞  
スル特命全權公使「ペール、デ、クロワ  
イヨーム、ドルネー、ラス、デ、ヴァスコ  
ンセーロス

和蘭國皇帝陛下ノ闕下ニ駐蒞スル  
特命全權公使伯爵「デ、セリール

羅馬尼亞國皇帝陛下

獨逸國皇帝陛下ノ闕下ニ駐蒞スル  
特命全權公使「アレキサンドル、ベル

デマン

和蘭國皇帝陛下ノ闕下ニ駐蒞スル  
特命全權公使「ジャン、エヌ、パピニウ

全露西亞國皇帝陛下

大不列顛國皇帝陛下ノ闕下ニ駐蒞  
スル特命全權大使「コンセイエー、プ  
リヴェー、アクトエール、ド、スタール  
「コンセイエー、プリヴェー、ド、マルテ  
ンス

皇帝陛下ノ侍從「コンセイエー、デ、タ

1、アクテュエルド、バシリ

塞爾比亞國皇帝陛下

英國及和蘭國駐劄特命全權公使  
ヤトグイツチ

暹羅國皇帝陛下

佛蘭西共和國政府ノ下ニ駐劄スル  
特命全權公使ピアスリヤヌヴァト  
ル

和蘭國皇帝陛下及大不顛國皇帝陛  
下ノ闕下ニ駐劄スル特命全權公使

ピア、グイスツダ

瑞典諾威國皇帝陛下

伊太利國皇帝陛下ノ闕下ニ駐劄ス  
ル特命全權公使男爵ド、ビルト

瑞西聯邦政府

獨逸國駐劄特命全權公使博士アル  
ノルド、ロート

土耳其國皇帝陛下

前外務大臣卷事院議官チユルカン、  
パシヤ

外務省書記官長ヌーリ、ベ  
勃爾牙利國公殿下

露西亞帝國政府ノ下ニ在勤スル外  
交事務官博士ヂミトリ、イ、スタンシ  
ヨツフ

在塞爾比亞國公使館附武官勃爾牙  
利國參謀官陸軍少佐クリスト、ヘツ  
サプチエツフ

因テ各全權委員ハ互ニ其ノ委任状ヲ示  
シ其ノ良好妥當ナルヲ認メ以テ左ノ諸

條ヲ協定

第一條 軍

即チ傷者病者及難

船者ヲ救護ル唯一ノ目的ヲ以テ政

府ニ於テ製ル又ハ設備スル船舶ニ

シテ戦闘開始際又ハ交戦中其ノ之

ヲ使用スルニ先チ船名ヲ交戦國ニ通

告セラレタルモノハ交戦中之ヲ尊重

スヘク捕獲スルヲ得サルモノトス

前項ノ船舶ハ中立港内ニ碇泊スルコ

トニ関シテモ亦軍艦ト同一視セラル



外務省書記官長ヌーリー、ベ  
勃爾牙利國公殿下

露西亞帝國政府ノ下ニ在勤スル外  
交事務官博士ヂミトリ、イ、スタシ  
ヨツフ

在塞爾比亞  
公使館附武官勃爾牙  
利國參謀官  
軍少佐クリスト、ヘツ  
サプチエツ

因テ各全權  
シ具ノ良心  
ニ其ノ委任状ヲ示  
テ認メ以テ左ノ諸



條ヲ協定セリ

第一條 軍用病院船即チ傷者病者及難  
船者ヲ救護スル唯一ノ目的ヲ以テ政  
府ニ於テ製造シ又ハ設備スル船舶ニ  
シテ戦闘開始ノ際又ハ交戦中其ノ之  
ヲ使用スルニ先チ船名ヲ交戦國ニ通  
告セラレタルモノハ交戦中之ヲ尊重  
スヘク捕獲スルヲ得サルモノトス  
前項ノ船舶ハ中立港内ニ碇泊スルコ  
トニ関シテモ亦軍艦ト同一視セラル

ルコトナシ

第二條 一個人又ハ公認セラレタル救恤協會ノ費用ヲ以テ全部又ハ一部分ヲ疋装シタル病院船ニシテ其ノ所屬交戰國ヨリ之ニ官ノ命令ヲ付シ且戰鬥開始ノ際又ハ交戰中其ノ之ヲ使用スルニ先チ船名ヲ敵國ニ通告セラレタルモノハ亦均ク尊重セラレ捕獲ヲ免ルルモノトス

前項ノ船舶ハ其ノ疋装中及最後出發

ノ際當該官廳ニ於テ監督シタルコトヲ證明スル文書ヲ携帶スヘシ

第三條 中立國ノ一個人又ハ公認セラレタル協會ノ費用ヲ以テ全部又ハ一部分ヲ疋装シタル病院船ニシテ若シ其ノ所屬中立國ヨリ之ニ官ノ命令ヲ付シ且戰鬥開始ノ際又ハ交戰中其ノ之ヲ使用スルニ先チ船名ヲ交戰國ニ通告セラレタルモノハ尊重セラレ捕獲ヲ免ルルモノトス

第四條

第一條第二條及第三條ニ掲ケ

タル船舶ハ交戦國ノ傷者病者及難航者ヲ其ノ國籍ノ如何ニ関セス救護扶助スヘシ

各國政府ハ右船舶ヲ何等軍事上ノ目的ニ使用セサルコトヲ約定ス

右船舶ハ決シテ戦闘者ノ運動ヲ妨碍スヘカラス

右船舶ハ戦闘中ト戦闘後トヲ問ハス自ラ其ノ危険ノ責ニ任シテ行動スル

モノトス

交戦國ハ右船舶ニ對シ監督及臨檢搜索ヲ為スノ權利ヲ有シ助力ヲ拒絕シ其ノ離隔ヲ命令シ其ノ航行スヘキ方向ヲ示命シ且其ノ船中ニ監督員ヲ乘込マシメ若重大ナル場合ニ於テ必要ト認ムルトキハ之ヲ抑留スルコトヲ得ヘシ

交戦國ハ病院船ニ下シタル命令ヲ成ルヘク該船ノ航泊日誌ニ記入スヘシ

第五條 軍用病院船ハ其ノ外部ヲ白色ニ塗り幅約一メートル半ノ綠色ノ横筋ヲ施シテ之ヲ標識スヘシ  
第二條及第三條ニ掲ケタル船舶ハ其ノ外部ヲ白色ニ塗り幅約一メートル半ノ赤色ノ横筋ヲ施シテ之ヲ標識スヘシ  
救護用ニ供セラルヘキ小船類及前二項ノ船舶ニ附屬スル端舟ハ各前二項ニ準シテ塗色シ以テ之ヲ標識スヘシ

病院船ハ總テ其ノ國旗ト共ニ「ジエネヴァ」條約ニ定メタル白地ニ赤十字ノ旗ヲ掲ケテ之ヲ標識スヘシ  
第六條 中立國ノ商船遊船又ハ端舟ニシテ交戦國ノ傷者病者若ハ難船者ヲ搭載シ若ハ收容スルモノハ此ノ輸送ノ事實ノ爲ニ捕獲セララルコトナシ然レトモ中立違反ノ所爲アルトキハ捕獲ヲ免レサルモノトス  
第七條 總テ捕獲セラレタル艦船内ニ



在リテ教法醫療及看護ニ従事スル人員ハ侵スヘカラサルモノニシテ俘虜ト為スコトヲ得ス此等ノ人員具ノ艦船ヲ退去スルトキハ各自ノ私有ニ屬スル物品及外科用具ヲ携帯ス此等ノ人員ハ必要アル限ハ引續キ其ノ職務ニ従事スヘク首席指揮官於テ妨ナシト認ムル時ニ至リ退去スルコトヲ得

交戦國ハ其ノ權内ニ陥リタル此等ノ

人員ニ其ノ給料ノ金額ヲ得セシムルコトヲ要ス

第八條 凡ソ艦船内ニ在ル海陸軍人ノ傷者病者ハ其ノ何レノ國籍ニ屬スルニ論ナク捕獲者ニ於テ之ヲ保護人抱スヘシ

第九條 交戦國ノ一方ノ難船者傷者又ハ病者ニシテ他ノ一方ノ權内ニ陥リタル者ハ俘虜タルヘク其ノ事情ノ如何ニ依リ或ハ之ヲ抑留ニ或ハ之ヲ自

國ノ一港又ハ中立國ノ一港ニ送致シ  
或ハ之ヲ具ノ敵國ノ一港ニ送還スル  
トモ一ニ後者ノ決スル所ニ依テ右最  
終ノ場合ニ於テ具ノ本國ニ送還セラ  
レタル俘虜ハ交戦中再ヒ服役スルコ  
トヲ得ス

### 第十條

(削除)

第十一條 締盟國中ノ二國又ハ數國ノ  
間ニ戦ヲ開キタル場合ニ限り締盟國

ハ前記各條ニ掲ケタル規定ヲ遵守ス  
ルノ義務アルモノトス

右規定ヲ遵守スルノ義務ハ締盟國間  
ノ戦闘ニ於テ一ノ非締盟國カ交戦國  
ノ一方ニ加ハリタル時ヨリ消滅スル  
モノトス

第十二條 本條約ハ成ルヘク速ニ批准  
スヘシ

批准書ハ海牙ニ保管ス  
各批准書ニ付一通ノ保管證書ヲ作り

其ノ認證謄本ヲ外交上ノ手續ニ依リ  
各締盟國ニ交付スヘシ

第十三條 千八百六十四年八月二十二  
日「ジェネヴ」條約ヲ承認シタル非記  
名國ハ本條約ニ加盟スルコトヲ得ヘ  
シ  
右非記名國カ其ノ加盟ヲ締盟國ニ通  
知スルニハ書面ヲ以テ和蘭國政府ニ  
通告シ同國政府ヨリ更ニ之ヲ爾餘ノ  
締盟國ニ通知スヘシ

第十四條 若締盟國中ノ一國ニ於テ本  
條約ヲ廢棄スルトキハ書面ヲ以テ具  
ノ旨ヲ和蘭國政府ニ通告シタル後一  
箇年ヲ經過スルニ非サレハ廢棄ノ効  
力ヲ生スルコトナシ右通告ハ和蘭國  
政府ヨリ更ニ爾餘ノ締盟國ニ通知ス  
右廢棄ノ効力ハ之ヲ通告シタル國ノ  
ニ止ルモノトス  
右證據トシテ各全權委員ハ本條約ニ記  
名請印スルモノナリ

千八百九十九年七月二十九日海牙ニ於  
テ本書一通ヲ作り之ヲ和蘭國政府ノ記  
録ニ保管シ具ノ認證贍本ヲ外交上ノ手  
續ニ依リ締盟國ニ交付スルモノナリ

獨逸國

ミュンステル印 第十條ヲ保留ス

奧地利洪牙利國

ヴェルセルスハイム印

オコリクサニ印

白耳義國

アベルホルト印

伯爵ド、グレル、ロジエー印

シュヴァリエー、デカン印

清國

楊儒印

丁抹國

エフ、ビル印

西班牙國

公爵デ、テッアン印

ドブルヴ、エ、デ、ヴィーリヤ、ウルーチャ印

アルツロー、デ、バゲール印

亞米利加合衆國

スタンフォード、ニューエル印 第十條ヲ保留ス

墨西哥合衆國

ド、ミエー印

セニール印

佛蘭西共和國

レオン、ブルジョア印

ジエー、ビウール印

ゲツールホル、ド、コンスタン印

大不列顛及愛蘭國  
ヒンリー、ホワード印 第十條ヲ保留ス

希臘國  
ニー、デリアンニ印

俾太利國  
ニーグラ印

アツアンニーニ印

ポンピーリー印

日本國  
本野一郎印

盧森堡國  
アイシェン印

「モンテネグロ國  
スタール印

和蘭國  
ファンカルホベーク印

デン、ベル、ポール、チュゲール印

デー、エム、チェー、アッセル印

エー、エヌ、ラヒュセン印

波斯國  
シルザリザ、カン(アルファ、ウツドウレ)印

葡萄牙國  
伯爵デ、マセーゾ印

ドルネーラス、デ、ヴァスコンセーロス印

伯爵デ、セリール印

羅馬尼亞國  
アー、ベルヂマン印

ジャン、エヌ、パピニウ印

露西亞國  
スタール印

アバシリー印

ミヤトヴィツチ印

ヒアスリヤヌヴァトル印

ヴィスツダ印

ビルト印

ロート印

チュルカン印

ヌーリリー印

第十條ヲ保留ス

勃爾牙利國

博士ズスタンシヨッフ印

陸軍少佐ヘッサプチエッフ印

印

天佑ヲ保有シ萬世一系ノ帝祚ヲ踐ミタル  
日本國皇帝御名此書ヲ見ル有衆ニ宣  
示ス

朕明治三十二年七月二十九日和蘭國  
海牙ニ於テ萬國平和會議ニ賛同シタ  
ル帝國全權委員ト各國全權委員トノ  
間ニ協議決定シ記名調印シタル千八  
百六十四年八月二十二日ジエネヴア  
條約ノ原則ヲ海戰ニ應用スル條約ノ

印

各條目ヲ親シク閱覽點檢シタルニ善ク朕カ意ニ適シ間然スル所ナキヲ以テ右條約ヲ嘉納批准ス  
神武天皇即位紀元二千五百年明治三十三年九月三日東京宮城ニ於テ親ラ名ヲ署シ璽ヲ鈐セシム

御名 國璽

外務大臣子爵青木周藏印